

天草市立本渡中学校 生徒心得改定について（頭髪について）

【現行】

- 2 頭髪について 頭髪等は、社会通念上許容される状態を保つ。「社会通念上許容される」とは、就職、進学時の受験に臨める状態をいう。

本渡中学校「頭髪規定」

1 男子

- (1) 原則として短髪（耳の穴が隠れず、眉にかからない）とする。
- (2) 髪を部分的に極端に伸ばさない。また、段のついた極端な刈り上げなどはしない。
- (3) 髪は立たせない。

2 女子

- (1) 髪の長さは後ろえりの長さまで。
- (2) 肩より長くなったら、ゴムで結ぶ。（横髪はピンでとめる。結ぶ位置は耳のラインより下）
- (3) ピン、ゴムの色は黒・紺・茶とする。（パッチン留めは使わない）
- (4) 前髪は目にかからない。目にかかったらピンでとめる。
（下を向いたとき髪の毛が垂れない。ピンの数は最小限。）
- (5) 部分的に極端に伸ばさない。

3 禁止事項

- (1) パーマ、カール、アイロン、髪染め、脱色、眉そり、眉整え、眉抜き、剃り込み等
- (2) 整髪料の使用
- (3) 髪を編むこと

※事情がある場合には、個別に相談する。

【改訂版】

- 2 頭髪について 頭髪等は、社会通念上許容される状態を保つ。「社会通念上許容される」とは、就職、進学時の受験に臨める状態をいう。

本渡中学校「頭髪規定」

前髪 学習の妨げにならないように目にかからない長さにする。

目にかかる長さの場合はピンで留める。[アメリカピン、スリーピン（パッチン留め）]

後髪 肩に掛かったらゴムで結ぶ。（ゴム1本で帽子をかぶれる高さに）

※ ゴムやピンの色は黒・紺・茶とする。使用は必要最小限の数にする。

【禁止事項】

- (1) カールパーマ、髪染め、脱色、眉そり、眉整え、眉抜き、そり込み等
- (2) 髪を編むこと
- (3) 一部分だけを極端に伸ばすこと
- (4) 整髪料の使用

※ 事情がある場合には個別に相談する。

令和6年12月19日生徒総会にて改定、令和6年12月25日から施行する

【今年度の変更点について】

- ①男女の区別をなくした。
- ②前髪と後髪についての規定にした。（パッチン留めもよいことにした。）
- ③後髪の長さの決まりをなくした。また結ぶ位置については、帽子をかぶれる高さにする。
- ④刈り上げ、ストレートパーマ、縮毛矯正、アイロンの禁止をなくした。（整えるために。）
→いわゆるツブブロックなどの髪型も禁止にはしない。
- ⑤眉整えに関しては認めないが、眉間に関しては、つながっている等気になる生徒は処理して構わない。

※ 基本的に、きちんと「整える」ための髪型にすること。生徒心得については今後も見直しを行っていく。